

福岡市公報

平成28年11月10日 第6345号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

○福岡市火入れの許可に関する条例施行規則の一部改正(第154号) 1

規

則

福岡市火入れの許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年11月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第154号

福岡市火入れの許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市火入れの許可に関する条例施行規則(昭和59年福岡市規則第54号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第3号中

「(備考) この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市(訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長)を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行つた場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。」

「備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1

の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。に

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。